高等学校卒業者・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後３年以上	卒業後４年６ヶ月以上
その他の者	８年以上	
技能検定合格者	４年以上	

注１）技能検定合格者　職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を１級の「配管」（選択科目を建築配管作業とするものに限る）又は２級の「配管」に合格した者（職業能力開発促進法の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令180号）による改正前の１級又は２級の空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工とするものに合格した者を含む）

注２）実務経験年数の算定基準日　上記イの実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算するものとする。

ロ　学科試験のみ　下記に該当する者

１）平成29年度中における年齢が17歳以上の者

⑶　１級管工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の１級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ　学科試験免除者

１）平成28年度１級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るとするものに限る）とするものに合格した者で、前記⑴による１級管工事施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る）とするものに合格した者を含む）

注）実務経験年数の算定基準日　上記２）の実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算するものとする。

⑷　２級管工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の２級管工事施工管理技術検定・学科試験の受験者（ただし、⑵のロによる学科試験のみ受験者を除く。）

ロ　学科試験免除者

１）平成28年度２級管工事施工管理技術検定学科・実地試験の学科試験合格者

２）平成28年の学科試験のみ合格者で、⑵のイの２級管工事施工管理技術検定学科・実地試験の受検資格を有する者

３）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る）とするものに合格した者で、前記⑵のイによる２級管工事施工管理技術検定学科・実地試験の受検資格を有する者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」に係るものとするものに限る）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る）とするものに合格した者を含む）

４）学校教育法による大学を卒業した者で、在学中に施工技術検定規則（以下「規則」という）第２条に定める学科を修め、かつ、卒業した年度又は卒業後１年以内に平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格（在学中の合格も含む。以下同じ）し、卒業した後４年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受験しようとする者で、管工事施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者

５）学校教育法による短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した者で、平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学を卒業した者で短期大学又は５年制高等専門学校在学中及び大学在学中に規則第２条に定める学科を修め、短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した後６年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受験しようとする者で、管工事施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者

６）学校教育法による短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した者で、在学中に規則第２条に定める学科を修め、かつ、卒業した年度又は卒業後２年以内に平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格し、卒業した後５年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受験しようとする者で、管工事施工管理に関し２年以上の実務経験を有する者

７）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学を卒業した者で高等学校又は中等教育学校在学中及び大学在学中に規則第２条に定める学科を修め、高等学校又は中等教育学校を卒業した後８年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受験しようとする者で、管工事施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者

８）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した者で高等学校又は中等教育学校在学中及び短期大学又は５年制高等専門学校在学中に規則第２条に定める学科を修め、高等学校又は中等教育学校を卒業した後７年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受験しようとする者で、管工事施工管理に関し２年以上の実務経験を有する者

９）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、在学中に規則第２条に定める学科を修め、卒業した年度又は卒業後３年以内に平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格し、卒業した後６年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受験しようとする者で、管工事施工管理に関し３年以上の実務経験を有する者

注）実務経験年数の算定基準日　実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算するものとする。（上記１）を除く。

２　試験日

１級学科試験　　平成29年９月３日（日）

１級実地試験　　平成29年12月３日（日）

２級学科・実地試験　平成29年11月19日（日）（学科試験と実地試験を同一日に行う）

３　試験地

１級学科試験・実地試験

札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇（※近郊都市を含む）

２級学科試験・実地試験

札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・那覇（※近郊都市を含む）

なお、２級学科試験のみ試験地については、上記２級学科試験・実地試験の試験地に、宇都宮（※近郊都市を含む）を追加する。